

国民健康保険税の令和 7 年度の標準保険税率について

■標準保険税率とは

標準保険税率は、国保財政の健全化を目的に現在の市町村の税率等の状況を見える化し、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるよう埼玉県が毎年度示すものです。

また、標準保険税率は、市町村の判断により行う一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入等を行わないものと仮定して算定しています。実際の保険税率は、市町村が、標準保険税率を参考に、国保加入者の所得、世帯の状況等を総合的に勘案した上で決定します。このため、標準保険税率と各市町村が実際に算定する保険税率は異なります。

■国保事業費納付金

国保事業費納付金は、埼玉県が市町村の保険給付費や国保事業に要する費用の財源に充てるために、市町村から徴収する納付金です。

この納付金は、保険給付等の財源である国保税を市町村から県の国保会計に納めるもので、市町村が納めるべき額は、県全体に占める市町村ごとの医療費、所得、国保加入者数及び世帯数の割合により、年度ごとに算出されるものです。

宮代町の令和 7 年度予定納付金額 8 億 3,340 万円（令和 6 年度 8 億 7,658 万 3,220 円）

■標準保険税率

	R7 宮代町標準保険税率		R7 宮代町国保税率		参考：R7 県標準保険税率	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
医療分 ※1	7.33	44,976	7.38	40,000	7.44	45,623
後期支援分※2	2.73	16,472	2.54	14,400	2.74	16,558
介護分 ※3	2.25	16,181	2.24	15,700	2.29	16,480

※1 医療分：医療費の財源として徴収する税

※2 後期支援分：後期高齢者医療制度への支援金として徴収する税

※3 介護分：介護保険制度への納付金として徴収する税

■一人当たりの保険税必要額（現年分）

R7 年度一人当たりの保険税必要額	130,676 円
R6 年度一人当たりの保険税必要額	130,877 円
差 額	△201 円